

派遣事業におけるマージン率について

当社では、顧客との契約内容に応じて、業務を委託される事業と、常用雇用の従業員を派遣する事業を行っております。当社の前事業年度の労働者派遣の実績及びマージン率は下記のとおりです。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

第28期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

本社	
派遣労働者の数（1日平均）	125人
派遣先の数	61件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	27,085円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	16,275円
マージン率	39.9%

大阪事業所	
派遣労働者の数（1日平均）	51人
派遣先の数	39件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	25,883円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	16,343円
マージン率	36.9%

名古屋事業所	
派遣労働者の数（1日平均）	25人
派遣先の数	16件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	25,753円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	16,572円
マージン率	35.7%

福岡事業所	
派遣労働者の数（1日平均）	1人
派遣先の数	1件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	26,487円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	21,362円
マージン率	19.3%

<マージンに含まれる費用>

- ・会社が負担する厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料
- ・教育訓練費、資格取得支援費用
- ・福利厚生費（グリーンクラブ会社負担分、慶弔金、健康診断の費用など）
- ・有給休暇や特別休暇の派遣先に請求できない人件費
- ・待機期間中の人件費
- ・管理部門、営業部門の人件費および活動費
- ・募集・採用に関する費用
- ・事務所運営費
- ・営業利益 など

<労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項>

- ・労使協定の締結の有無：有
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

以下に従事する従業員を対象としています。

- ① 派遣先で情報処理システム開発関係業務に従事する従業員
- ② セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係業務に従事する従業員

- ・労使協定の有効期限：2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

<教育訓練に関する事項>

当社は、外部教育機関と提携し、ビジネスマナーからマネジメントスキルまで多種多様なセミナーを個人のニーズに合わせて受講可能な教育制度を導入しています。（本人の費用負担なし）

その他、以下の研修を実施しています。

- ・情報セキュリティ研修
- ・新卒向けの入社前研修、入社後の OFF-JT による技術研修
- ・OJT による技術研修

以上